



|                  |                                                                                           |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 世界市民としての専門職業人：専門職倫理の綱領的理念                                                                 |
| Author(s)        | 新田, 孝彦                                                                                    |
| Citation         | 応用倫理, 1, 1-14                                                                             |
| Issue Date       | 2009-03                                                                                   |
| DOI              | <a href="https://doi.org/10.14943/ouyourin.1.1">https://doi.org/10.14943/ouyourin.1.1</a> |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/51660">https://hdl.handle.net/2115/51660</a>         |
| Type             | departmental bulletin paper                                                               |
| File Information | 01_nitta_oyorinri_no1.pdf                                                                 |



## 世界市民としての専門職業人 — 専門職倫理の綱領的理念

新田孝彦（北海道大学）\*

### はじめに

「専門職倫理」(professional ethics) とは、さまざまな職業の中でも「専門職」(profession) と呼ばれる職業に従事する「専門職業人」(professional) がもつ(べき) 行動規範を意味する。それは、専門職業人全体に係わる倫理か、あるいはある特定の専門職に従事する人々のより個別的な倫理を意味するが、いずれにしても、伝統的に専門職業人には他の職業人よりも重い社会的責任が課せられ、それゆえ高い道徳性が要求されてきた。しかし今日では、専門職はかつてのように高度な自律を誇ることはできず、専門職業人には市民的なコントロールのもとでその専門知を実践することが求められるとともに、多くの職業の専門職化が進行し、職業活動全体の倫理化が求められる時代に至っている。職業全般を取り巻くこうした流れの中で、専門職業人の役割や社会的責任はどのように捉え直されるべきであろうか。本稿の課題は、個別的な職業に即して現代的な専門職倫理を論ずるに先立って、専門職一般の社会的責任が「公共世界への関心」を引き受けることそれ自体の内にあること、またこうした専門職倫理の根底には「世界市民」というカントに由来する統制的理念が存することを確認することである。

全体の構成は以下の通りである。第 1 節では、専門職の「古典的定義」とそれを支える歴史的背景を確認し、第 2 節では、専門職倫理を「集団倫理」として特徴づけ、個人倫理としての「一般倫理」との違いを明らかにする。第 3 節と第 4 節では、技術者と大学教員という専門職における実態と定義の乖離から、古典的定義のもつ形式的な一般的問題といくつかの個別的な問題を指摘する。次いで、第 5 節と第 6 節において、こうした問題を生み出した「近代」および「現代」の特性を、職業の価値に関する見解の歴史的変遷と現代技術の特質という観点から分析する。さらに、第 7 節では、ポパーの合理的討論を基礎にした知識人のための「新しい職業倫理」観を参照し、第 8 節ではアレントの「公共世界」論を参照しつつ、最後に、「公共世界への関心」を個別的な専門職倫理を論ずるための綱領(プラットフォーム)として提示し、「専門職」を〈公共世界への関心を自らの義務として引き受け、公衆に対する説明責任を果たす「世界市民としての職業人」集団〉と定義する。

### 1. 専門職の古典的定義

はじめに、専門職の古典的な定義とその定義がもつ問題点を確認しておこう。専門職とは何かについて、必ずしも一般的に受け入れられた定義はないと言われるが<sup>1</sup>、ここでは伊勢田がグリーンウッドの古典的定義を利用しつつまとめたところを参照し、整理しておくことに

\* 本論文は、平成 19～20 年度科学研究費補助金基盤研究 (C)「職業倫理教育プログラムの構築」(課題番号 19500711) の成果の一部である。

<sup>1</sup> Cf. Mario Morelli, Foreword to *Professional Ethics and Insignia*, 2nd Ed., ed. by John P. Stierman, et al., The Scarecrow Press, 2000, p.ix.

する<sup>2</sup>。伊勢田が専門職の特徴として挙げるのは以下の6項である。

- |                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| (1) 体系的な理論をもつ      | (2) 権威をもつ            |
| (3) 社会的に認められた特権をもつ | (4) 倫理綱領をもつ          |
| (5) 文化をもつ          | (6) 社会にとって重要なサービスを行う |

周知のように、ヨーロッパにおいて伝統的に専門職として認められてきたのは、聖職者、法律家、医師であり、聖職者に関しては教会学校や修道院学校における教育の前史はあるものの、中世後期以後に設立された大学の上級学部（神学部、法学部、医学部）は、もっぱらこれら専門職業人の育成、すなわち資格認定（学位授与）を目的とするものであった<sup>3</sup>。こうした職業に就くには、蓄積された「体系的な理論」を身につけなければならず、そのためには長期にわたる教育訓練が必要である。しかも、この体系的な理論は容易には修得しがたい「専門知」であるがゆえに、それを身につけさせるための教育訓練もまた専門職業人集団によってのみ行われうる。このことが専門職業人集団に「権威」と「特権」を与える。つまり、たんに顧客の要望に応じて仕事をするのではなく、専門知に基づいて自らの判断に従って仕事をするという「自律」が社会的に認められてきたのである。

しかしながら、専門職業人集団とは本質的に「閉じた社会」（ベルクソン）であり、かつ専門知に基づいて形成されるがゆえに、二重の意味で外部からの批判を受けにくい。つまり、専門職業人による専門職業人の再生産という事態によって外部に対して専門知という強固な壁が築かれ、それゆえその壁の内側で行われていることの是非を局外者が判断することはきわめて困難だということである。ここから生じがちな腐敗と特権の濫用というリスク（モラル・ハザード）を避け、自律を保証するものとして、専門職には「倫理綱領」をもつことが要求されてきた。専門職に認められた特権は、社会的に重要な価値を実現するというその使命と引き替えに与えられると理解されるからである<sup>4</sup>。語源的な詮索に頼れば、そもそも専門職（profession）には「誓う」（fateor）という要素が不可欠であり<sup>5</sup>、実際にも、たとえば『ヒポクラテスの誓い』から世界医師会の『ヘルシンキ宣言』に至るまで、医師の団体は倫理綱領において専門知を悪用しないこと（被験者と公衆の利益にのみ使用することや人権を尊重することなど）を誓ってきた。わが国においても、日本弁護士会は「弁護士職務基本規程」を定め、技術士会は「技術士倫理要綱」をもっている。

さて、上述のような専門職の一般的特徴は、それぞれの専門職に独特の「文化」（価値・規範・シンボルの）を与えることになる。古くは、正義の女神ディケーが目隠しをして片手に剣、もう一方に天秤をもった姿で表現され、医術がアスクレピオスの杖によって象徴されて

<sup>2</sup> 伊勢田哲治「専門職の倫理と技術者」、新田孝彦・蔵田伸雄・石原孝二編『科学技術倫理を学ぶ人のために』、世界思想社、2005年、47～64ページ参照。伊勢田哲治「プロフェッションとしての技術業」、黒田光太郎・戸田山和久・伊勢田哲治編『誇り高い技術者になろうー工学倫理ノススメ』、名古屋大学出版会、2004年、67～84ページにはやや異なった規定が挙げられている。Ch. E.ハリス他『第2版 科学技術者の倫理ーその考え方と事例ー』、社団法人日本技術士会訳編、丸善、2002年、12ページ以下も参照のこと。

<sup>3</sup> 大学制度の歴史については、ハンス＝ヴェルナー・ブラール『大学制度の社会史』、山本尤訳、法政大学出版局、1988年、沼田裕之他『教養の復権』、東信堂、1996年、浅野啓子・佐久間弘展編『教育の社会史ーヨーロッパ中・近世』、知泉書館、2006年等参照。

<sup>4</sup> 伊勢田哲治「専門職の倫理と技術者」によれば、こうした考え方は「暗黙契約説」と呼ばれる。

<sup>5</sup> ブラールによれば、中世の大学においては、試験の前後や学位取得後における「宣誓」が重要な儀式となっていた。『大学制度の社会史』、76ページ以下参照。

きたように、あるいは、大学の上級三学部の卒業生の着用するガウンが区別されていたように、それぞれの専門職には固有の「雰囲気」(エートス)があり、それらによってもまた専門職業人集団の求心力が維持されてきたと言えよう。このような文化は、主にそれぞれの「専門職が体现する価値」、すなわち「社会的使命」に基づくと考えられ、それゆえその価値や使命は、それぞれの社会において重要だと認められたものでなければならない。専門職のもつ権威や特権は、たんに専門知に基づくだけではなく、それによって実現される価値が社会的にきわめて重要であり、それを実現する手段もまた正当であると認められることによってこそ、専門職は社会的な尊敬と信頼を得てきたのでもある<sup>6</sup>。

## 2. 集団倫理としての専門職倫理

こうした専門職に固有の倫理、すなわち「専門職倫理」は、職業(専門職)という個人の社会的属性に係わる倫理であるという点において、「一般倫理」から区別される<sup>7</sup>。

一般倫理は、そもそも「倫理」ないし「道徳」という言葉の語源が示すように、ある社会の慣習や習俗としてその社会の構成員を意識的にであれ無意識にであれ拘束する行動規範の総体を意味する<sup>8</sup>。それゆえ、そうした行動規範は、諸個人の主観的な行動指針を超えた客観性(この意味での一定の普遍性)をもち、ある社会や時代を他から区別して同定する指標ともなりうる。しかし、極端な相対主義者を除けば、われわれは、それぞれの社会で機能し、それぞれの社会に属する人間に妥当する規範であっても、少なくとも基礎的な規範は人間であるかぎりでのすべての個人に妥当するものとみなしている。あるいは、われわれはいかなる道徳共同体にも属さない人間を考えることはできず、しかも多種多様な行動規範からなるさまざまな道徳共同体に共通の規範があると想定している。たとえば、嘘をつくことを禁ずる規範は、いかなる社会のどのような行動規範にとっても、それを欠くならば他の規範も存立しえないという意味で、あらゆる道徳の基礎的な構成的原理を表現したものとみなすことができるが<sup>9</sup>、こうした規範は、人がどのような属性をもつかに関わりなく、「個人」としての人間を拘束するものであり、それゆえにこそ社会や時代の枠組みを超えた普遍妥当性を要

<sup>6</sup> たとえば、「掏摸」は確かに特殊技能をもち、その習得には長い時間が必要であろうが、それが専門職と呼ばれることはない。職業的暴力集団も特有の文化をもち、倫理綱領に類似したものをもつ場合さえあるが、同様にわれわれは彼らを専門職業人に数え入れることはない。

<sup>7</sup> Ch. E.ハリスらは、専門職倫理を「個人モラル」との対比で「役割モラル」の一つとして捉えている(Ch. E.ハリス他『第2版 科学技術者の倫理―その考え方と事例―』、社団法人日本技術士会訳編、丸善、2002年、9ページ以下参照)。ただし、専門職倫理は、職業という社会的属性に伴う倫理であるという点において、家族や地域社会、同好会、宗教集団における役割モラルから区別される。また、F.リッケンは、個別の倫理的諸問題(この中にはいわゆる応用倫理諸領域の諸問題も含まれる)を取り扱う「特殊倫理」との対比で、「個人倫理」や「社会倫理」に先だって、道徳の根本概念や、倫理的認識及び道徳的判断の可能性、あるいは倫理的原理の探究に関わる問題を取り扱う基礎的な(メタ倫理学を含む)領域を「一般倫理学」(Allgemeine Ethik)と名づけている(Friedo Ricken, *Allgemeine Ethik*, Verlag W. Kohlhammer, 1983, S.9)。これに対して本稿では、理性的存在者であるかぎりでの人間に普遍的に適用される行動規範の総体を「一般倫理」(general ethics)と呼ぶ。また、専門職は確かに社会的な役割の一つであり、それゆえ専門職倫理も何らかの社会的属性をもつかぎりでの人間に適用される行動規範の総体である「役割倫理」の一つではあるが、しかし専門職(一般に職業)という役割は本質的にその専門職に従事する人々が集団で遂行するという点に着目して、「集団倫理」

(collective ethics)と呼ぶことにする。また、「倫理」(ethics)と「道徳」(moral)は、個人倫理(むしろ個人の倫理観)と社会倫理(社会的規範)として区別されることもあるが、本稿ではこうした立場はとらない。

<sup>8</sup> 新田孝彦『入門講義 倫理学の視座』、世界思想社、2000年、第2講第1節参照。

<sup>9</sup> P.ウィンチ『倫理と行為』、「Ⅲ 自然と規約」、奥雅博・松本洋之訳、勁草書房、1987年、57～99ページ参照。

求することができる。この意味で、一般倫理は、同時に個としての人間に妥当する「個人倫理」である。

これに対して、専門職倫理は、そこに含まれる規範の多くは一般倫理に基礎を置き、一般倫理と共通であるにしても、特殊的に当該職業（専門職）に関わる内容を含み、当該の職業（専門職）に就くかぎりでの、つまり当該の職業（専門職）集団に属するかぎりでの個人に妥当するのであって、職業選択の自由が認められている社会であろうがなかろうが、その集団以外の人間には適用されない。この意味で、専門職倫理は「集団倫理」である。もちろん、このことは、ある専門職業人集団に属する人間（専門職業人）が個人として道徳的判断を下すことがまったく不要であるとか、あるいはそれが禁止されているというようなことを意味するわけではない。また、とりわけ倫理がその語源的な意味で慣習や習俗を意味すると理解される場合には、専門職業人集団の倫理は一般倫理の原理による妥当性の検討を欠くことはできない。なぜなら、専門職業人集団が「閉じた社会」であることからの一つの帰結として、その倫理は往々にしてその集団の自己保存それ自体を目的とし、そのことによって、一方では他の社会集団や市民の利害と対立することがあり、他方では集団に属する構成員の権利や自由を不当に（つまり一般倫理で認められる以上に）制限することもありうるからである。しかしながら、専門職倫理が集団倫理であるということは、確かにそれをきわめて重要な点で一般倫理から区別する徴表である。

たとえば、「自律」は、一般倫理（とりわけカント倫理学）においては、「個人」の意志決定を道徳的とみなすための最高原理であり、自らを拘束する規範の源泉が自己自身の内にあることを意味する。だが、そもそも職業（専門職）が集団的な営みであるかぎり、専門職倫理においては、専門職業人として依拠する規範の源泉は、あくまでもその「専門職業人集団」の自律であり、専門職業人としての資格を離れた個人の自律に基づくものではない<sup>10</sup>。確かに、その専門職業人集団が自らの行動規範を定める際には、理想的には構成員の自由な合理的討論に基づくべきであり、変更に関しても個々の構成員による合理的な検討を許容するものでなければならないが、しかし構成員は、専門職業人として振舞うかぎり、「個人」として「自由な」判断を下すことは認められない。もっとも、周知のようにカント倫理学において「自律」（Autonomie）とは、理性的存在者としての個人の意志の「自己立法」（die eigene Gesetzgebung）を指し、たんに具体的な欲求や必要によって他者と区別される感性的存在者としての個人の「自己決定」（self-determination）を意味するのではない。本来の意味での自由（自由の積極的概念）とは、意志が自ら立法した道徳法則に従って自らを規定するという事態を指す<sup>11</sup>。したがって、ある専門職業人集団の規範が構成員の完全に自由な合理的討論に基づいて定められ、かつその集団に属する専門職業人が理性的存在者としてのみ道徳的判断を下すならば、両者の間に齟齬が生じることはありえないはずである。しかし、たとえば『自由論』におけるミルのように、感性的存在者としての個人の欲求に基づく「自己決定」に自

<sup>10</sup> M.デイヴィスは両者を「個人の自律」（personal autonomy）と「専門職の自律」（professional autonomy）という概念で区別している（Michael Davis, "Professional Autonomy: Framework for Empirical Research", *Business Ethics Quarterly* 6, pp.441-460, 1996）。この点については、伊勢田哲治「技術者における「自律」と「自立」」、日本技術士会中部支部 ET の会編『技術倫理と社会』第3号、2008年、4～7ページも参照のこと。

<sup>11</sup> Cf. Immanuel Kant, *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*, in: Kant's gesammelte Schriften, hrsg. von der Königlich Preussischen Akademie der Wissenschaften, Bd. IV, Berlin, S.446f.

由の意味を認めるならば<sup>12</sup>、専門職業人がその職務に関して「自由な」判断を下すことは確かに認められてはならないであろう。理性的存在者と感性的存在者を厳格に区別し、われわれが完全な理性的存在者ではありえないということを前提とした上で、カントに倣って言えば、その職務に関して専門職業人に認められるのは、理性の「私的な使用」、つまりある委託された地位や職においてなされるかぎりでの理性使用のみであり、理性の「公的な使用」、つまり公共世界において公衆に対して専門知を有する者として発言し振舞うことは許されない、ということになる<sup>13</sup>。むしろ、専門職業人は、専門職業人であるかぎり自らの理性を私的にのみ使用するという厳しい「規律」に服してきたからこそ、社会からの信頼を得てきたとも言えるであろう。

### 3. 定義に関する一般的問題

ところで、現代のさまざまな状況に鑑みたとき、上述のような専門職の古典的定義にはいくつかの問題点が指摘されうる。たとえば、技術業（技術者）という職業に関しては、長期にわたる教育訓練によって獲得される専門知をもち、それゆえその業務に関してはある程度の権威や特権が認められているし、また社会的にきわめて重要な価値を体現するものであって、専門職団体はそれぞれに倫理綱領を備えていることが認められるにしても、専門職業人集団の「自律」という点に関しては、伝統的な専門職に比べて、相対的に弱い程度においてしか認められていない。多くの技術系学協会の倫理綱領は、技術者が最優先すべき価値として「公衆の安全・健康・福利」という価値を掲げているが、これらは、法律家の「社会正義」や医師の「健康」という価値との対比では、曖昧で広範囲に及ぶ価値であって、自らの仕事がそうした価値の実現に資するかどうかの判断は、きわめて限定された領域を除いて技術者集団に委ねられているわけではない。日本の土木学会は、その倫理規定の第一において、「美しい国土」、「安全にして安心できる生活」、「豊かな社会」をつくり、改善し、維持するためにその技術を活用することを謳っているが、どのような国土が美しいのか、どの程度の安全と安心が求められているのか、あるいはどのような意味で豊かな社会が望ましいのかに関する価値判断を学会として行ったことはないであろう。わずかに学会賞の授与などを通じて、技術的観点以外の価値に関する評価を行うことがありうるとしても、ある構築物が美しい国土の創出という理念に反するからといって、そのことを根拠に学会としてその構築物の建設を拒否することはできないと思われる。そこでは、確かに依頼人や顧客の要求が優先するのであり、それは、法律家や医師の仕事がその目的と直接的に関係しているのに対して、技術者の場合には、その仕事が製作物という「もの」を媒介として間接的にのみ目的（公衆の安

<sup>12</sup> Cf. John S. Mill, *On Liberty* [1859], ed. by J. Gray and G. W. Smith, Routledge, 1991.

<sup>13</sup> カントの『啓蒙とは何か』によれば、たとえば、上官から命令された将校が、軍務に就いていながらその命令の合目的性や有用性について議論すること（理性の公的使用）は、組織を墮落させることになるがゆえに許されず、命令に従ってその軍務を遂行しなければならない（これが理性の私的使用に当たる）。ただし、公衆に対して軍務に詳しい者としてその命令の妥当性を批評すること（理性の公的使用）は禁止されてはならない。カントは「市民」という地位についても同様の捉え方をしており、市民は自分に課せられた税金の支払いを拒むことはできないが（理性を市民として私的に使用することだけが許される）、学者として課税の是非について論ずること（理性の公的使用）は市民の義務に違反しないと述べている。Kant, *Beantwortung der Frage: Was ist Aufklärung?*, in: AA. Bd. VIII, S.37f. 集団倫理である専門職倫理の中に、個人としての専門職業人による理性の公的な使用の権限をどのように位置づけることができるかという問題については「おわりに」で再度取り上げる。

全・健康・福利)の実現に係わるということに由来する<sup>14</sup>。

こうした点に鑑みて、技術者は「準(疑似)専門職」(pseudo profession)と呼ばれることもある<sup>15</sup>。しかし、このような古典的定義に基づく規定の仕方には、第一に定義というものが本質的にもつ「解釈学的循環」問題に十分な考慮を払っていないという点において、また第二に「専門職」という言葉のもつ重要な機能にも注意を向けていないという点において、再検討の余地がある。

すなわち、一般にあるものを定義する際には、定義づけられるべきもののなかから代表例を選び出し、それらに共通の特徴を取り出し、定式化しなければならないが、この代表例の抽出にはすでにそのものが何であるかについて一定の理解が先行しており、定義づけと代表例の抽出は相互に依存しあう関係にある。「専門職」に関して言えば、上記のような定義は、聖職者・法律家・医師という中世後期の社会において重要な価値の実現に携わっていた職業を典型例として形成されたのであるが、ここにはあらかじめこれらの職業のみを専門職とする理解が先行しているということである。こうした循環は、たとえ定義づけという作業に不可避免的に伴うとしても、論点先取の一種であり、それゆえ、こうした定義に基づいて、他の職業を「準専門職」あるいは「非専門職」と規定することに対して、われわれは慎重でなければならない。

また「専門職」という言葉には、その職業に従事する人々に「誇り」を与え、その誇りに基づいて自律的な活動を促すという「機能的な役割」が認められる<sup>16</sup>。しかも、西欧の中世史を振り返るならば、一都市が集団的な自己決定権を獲得するためには、聖俗の支配権と闘争しなければならない、あるいは、都市内部において下層職人のギルドが職能団体としての特権を認めさせるためには、上流都市貴族との闘争が不可避であったように、専門職業人集団の「自律」は決してその職業の体現する価値の重要性に基づいていわば自動的に承認されてきたわけではない<sup>17</sup>。この意味においても、どのような職業を「専門職」と認めるかという問いは、現代においては「開かれた問い」であると見るべきであろう。

#### 4. 古典的定義に関する個別的問題の一例

社会的に重要な価値の実現を担っているにもかかわらず、古典的な定義からすればせいぜい準専門職としてしか位置づけることのできない職業は、技術業以外にも少なくない。

たとえば、前述のように、古典的な専門職が社会的に認知される際には、大学による資格付与が決定的な役割を果たしたと考えられるが、大学の成立はまさに同時に「大学教師」という専門職の成立をも伴っていたはずである。大学は、「教師の同業者組合」と「学生の組合」

---

<sup>14</sup> 本稿では論ずることはできないが、技術業における仕事と目的の関係が上記の意味で間接的であるということは、技術業の本来の目的(実現すべき価値)が果たして「公衆の安全・健康・福祉」であるのかという問題を引き起こす。

<sup>15</sup> Cf. Timo Airaksinen, "Professional Ethics", in: *Encyclopedia of Applied Ethics*, ed. by Ruth Chadwick, Academic Press, 1998, vol.3, p. 678ff.

<sup>16</sup> 黒田光太郎・戸田山和久・伊勢田哲治編『誇り高い技術者になろうー工学倫理ノススメ』には明らかにこうした観点が見られる。

<sup>17</sup> 伊勢田によれば、近年の社会学では、専門職倫理を専門職の地位向上のための運動の一環として捉える見方があるということである。伊勢田哲治「技術者における「自律」と「自立」」、5ページ参照。

との「連合体」(universitas)として成立したからである<sup>18</sup>。この教師の同業者組合は、聖俗の権力者からの権威認定を必要としたとはいえ、組合への加入選考は組合自身が行い、新規の加入に際しては「宣誓」を求めた。現在においても、大学教師は、さまざまな教員の中ではおそらく唯一、同業者のピア・レビューによってのみその資格が与えられるという、きわめて高い自律を保っている。それにもかかわらず、少なくともわが国内においてはもとより、国家横断的なレベルにおいても大学教師の「倫理綱領」が作成されることはなかった。ここには、大学教師のもつ二つの側面、研究者としての側面と教育者としての側面という問題も絡んでいる。つまり、いま、大学教師の資格はピア・レビューによってのみ与えられると述べたが、この資格はほとんどの場合「研究者」としての資格であって、「教育者」としての資質や能力ではない。それが問われたとしても、「研究者」としての資格を備えていることが必要条件であり、「教育者」としてだけの資格によって大学教師に採用されるのは例外的な事例に属しているであろう。現在、特に理系分野の学術雑誌等ではデータの捏造や改竄、不適切な実験といったミスコンダクトを防ぐために、論文の投稿規定のなかにいくつかの条件を定めていることが多いが、それは「研究者の倫理規定」に他ならない。平成18年に日本学術会議が策定したのもまさに「科学者の行動規範」であった。「倫理綱領」をもつという点にのみ着目すれば、研究者・科学者はようやく(古典的な意味での)専門職の一つの条件を備えつつあると言ってよいかもしれない。

しかし、言うまでもなく、研究者としての資質はそのまま大学教師としての資質に通ずるわけではない。大学における教育は、教師自身の研究に基づいて行われなければならないとしても、それは必要条件であって十分条件ではない。実際にも、「研究」がそのまま「教育」になるような事例は、ユニバーサル・アクセスの時代と言われる現代の大学には期待すべくもない。しかも、少数の研究機関や大学のなかでも所属学生をもたない研究所などに勤務する研究者、つまり「職業としての研究」をもつばらとする研究者を除けば、大学に属する研究者はつねに同時に「教育者」としての役割をも果たさなければならない。にもかかわらず、大学教師には倫理綱領がない。これは、大学教師の側の問題である。

初等中等教育にあたる教員についてはどうであろうか。「人間は教育によってのみ人間になる」<sup>19</sup>というカントの指摘を文字通りに受け取るならば、教育は人間と社会にとって決定的に重要な価値を実現する営みであるが、初等中等教育にあたる教員には、教育内容を自ら定める権限は(少なくとも現在の日本では)認められていない。これは教員自身の側の問題ではなく、政治の問題である。しかし、いずれにせよ、教育に携わる職業をどのような形で専門職として位置づけるかという問題、つまり、どのような権限を認め、どのような形での自律を認めるかという問題は残る。

## 5. 専門職の価値下落：「労働する動物の勝利した時代」

これまで述べてきたのは、古典的な専門職の定義がもつ形式的な問題と、それがいくつかの職業に適用可能かどうかという問題である。ところが、現代では、古典的な意味で専門職

<sup>18</sup> プラール『大学制度の社会史』、51 ページ以下参照。

<sup>19</sup> Kant, *Immanuel Kant über Pädagogik*, in: AA. Bd. IX, S. 443.

とみなされてきた職業に関しても、その定義の妥当性に係わる重大な問題が生じている。それは、いわば「専門職の価値下落」とでも呼ぶべき事態である。たとえば、古典的専門職に比べて相対的に弱い自律しか認められていないという理由で技術業を「準専門職」と位置づけたアイラクシネンも、近年では患者の権利が強く認められるようになった結果、医師は患者に対して「権威」を失い、「勧告」や「忠告」ができるだけであると認めざるをえない<sup>20</sup>。

「インフォームド・コンセント」が治療の正当性を支える不可欠の条件となったのである。

それでは、なぜこのような事態が生じてきたのであろうか。ここでは、現代を「労働する動物の勝利した時代」と特徴づけるアレントの所説を振り返っておこう<sup>21</sup>。

アレントによれば、人間の「活動的生活」(vita activa)には「労働」(labor)、「仕事」(work)、「活動」(action)という三つの位相が区別される。「労働」とは、「人間の肉体の生物学的過程に対応する活動力」の発現であり、人間の生命そのものに条件づけられた活動であって、耐久性のない消費財を生み出すところにその特徴を持つ。「仕事」とは、「人間存在の非自然性に対応する活動力」の表出であり、人間が人工的世界の中で生きざるをえないというところに条件づけられた活動であって、耐久性をもった人工物の産出にその特徴をもつ。アレント自身の解説によれば、台所でオムレツを作るのは「労働」であり、タイプライターで作品を書くのは「仕事」だということである<sup>22</sup>。これに対して、「活動」とは、「直接人と人との間で行われる唯一の活動力」であり、「人間の多数性」という事実、つまり地球上に多数の人間が存在するという事実を条件とする活動である。この活動によって生み出されるのは、まさに活動そのものであり、「政治」がその典型である<sup>23</sup>。

さて、アレントの議論をきわめて図式的に整理すれば、現代の「労働する動物の勝利した時代」に至るまでには、二つの転倒があった。一つは、「観想的生活と活動的生活の転倒」である。すなわち、ピュタゴラスの「人生＝祝典」説に見られるように<sup>24</sup>、競技者や商売人の活動に対して観察者の「観想」という営み（観想的生活）を最上位に置く見方から、活動的生活をその上位に置くという転倒である。これをもたらしたのは近代科学と近代哲学、ガリレオとデカルトである。特にガリレオの望遠鏡の発明は、感覚への信頼を根底的に失わせた。これを哲学的に表明したのがデカルトの普遍的懐疑である。感覚は実在を明らかにしない。世界や宇宙は、測定器具（工作人の制作物）に現れる程度に応じて理解される。真理やリアリティーはそのままの姿では現れず、現象に干渉し、現象を取り除くことによって、真の知識が得られる。このような「工作人の勝利」によって、第一の転倒が生じた。

第二の転倒は、活動的生活の内部で、最下層の「労働」が最上位に置かれるという転倒であり、これをもたらしたのは、「幸福の原理」の勝利である。つまり、第一の転倒によって「世界的手段化」（自然への支配者的態度）が生じ、この「自然の過程化」が徹底されることによって「世界の無意味化」がもたらされ、その結果、人間の活動的生活がすべて生産と消費の

<sup>20</sup> Airaksinen, p. 679.

<sup>21</sup> Hannah Arendt, *The Human Condition*, The University of Chicago Press, 1958.

<sup>22</sup> ハンナ・アレント『人間の条件』、志水速雄訳、ちくま学芸文庫、1994年、535ページの訳者解説参照。

<sup>23</sup> ここで言う「政治」とは、「公共世界 (a common public world) において人々の間に生じる事柄」に係わる営みという意味である。

<sup>24</sup> ディオゲネス・ラエルティオス『ギリシア哲学者列伝（下）』、加来彰俊訳、岩波文庫、1994年、18頁以下参照。

過程における快樂と苦痛の総計、つまり「幸福」によって測られることになった、ということである。これによって現代では、古代においてはまさに「奴隸」(servus)のなすべき事柄がわれわれの仕事や活動の実質となり、あらゆる活動のサービス化、あらゆる生産物の消費財化が生ずることになったのである。

こうした流れのなかに専門職を位置づけてみるならば、大学制度を生み出した 12 世紀ルネサンスは、観想的生活が優位を保っていた時代にあつて、「仕事」をもっぱらとし、これによって「活動」に奉仕する職業(専門職)の權威を確立しようとした時代であり、これに対して現代は、その専門職の權威があらゆる活動の労働化(サービス化)によって失われつつある(部分的にはすでに失われた)時代であるとも言えよう。現代では「教育」や「医療」ですら消費(サービス)の対象となりつつある<sup>25</sup>。あるいは、家庭と社会を繋ぐ中間領域の消滅によって、地域社会が担ってきた活動の多くがサービス業によって代替され、かつては人と人との間で行われていた「心のケア」や「介護」もまた外部依存性を強め、その多くをサービス業に委ねている。

もちろん、仕事や活動のサービス化はおそらく避けて通ることのできない流れであり、また、専門知の使用権限を全面的に専門職に委ねるのではなく、その使用目的を市民のコントロールのもとに置くことは、健全な市民社会を形成するという意味では望ましいことでもある。しかしそれにもかかわらず、いわゆる高度技術社会と呼ばれる現代においては、改めて専門職あるいは職業全般の社会的意義を強調すべき事態が生じている。とりわけ重要なのは、「技術のブラックボックス化」と「リスクの不可視化」の進行である。

## 6. 「技術のブラックボックス化」と「リスクの不可視化」

かつてアリストテレスが、「技術は自然のなすところを模倣する」と語ったとき<sup>26</sup>、その技術の産物は、たとえどのように巨大な構築物であったとしても、全体として人間にとって目の届く、手ごろな大きさのものにとどまっていた<sup>27</sup>。しかし、加藤尚武が指摘するように、現代の科学技術は、自然に内蔵された自己同一性システムを破壊することをも可能にしたのであり<sup>28</sup>、このような技術の個別的な詳細について、あるいは高度な技術連関全体を見通すことは、ほとんどの人間にとってもはや不可能である。それにもかかわらず、こうした技術は、われわれの生活に直接的・間接的にきわめて大きな影響を及ぼしている。われわれは、それがどのような仕組みで動いているのかを理解できない技術連関のなかで生活せざるをえない。これが「技術のブラックボックス化」である。しかし、このブラックボックスと化した技術の多くは、同時に「パッケージ化」あるいは「モジュール化」されることによって、誰にでも使えるような形で提供されてもいる。つまり、現代においては、たんに「専門知」が高度化しただけではなく、その成果が非専門家でも容易に使用できるような形で普及されるので

<sup>25</sup> いわゆる「モンスター・ペアレント」や「モンスター・ペイシェント」はこうした背景のもとで生み出されたと理解できよう。

<sup>26</sup> アリストテレス『自然学』、出隆・岩崎允胤訳、『アリストテレス全集』第3巻、岩波書店、1968年、75ページ。

<sup>27</sup> K. ヤスパース『現代の精神的状況』、飯島宗享訳、『ヤスパース選集』第28巻、理想社、1971年、34ページ参照。

<sup>28</sup> 加藤尚武『価値観と科学／技術』、岩波書店、2001年、8ページ以下参照。

ある。コンピュータ・システムだけではない。食品の製造業者や加工業者に提供される無数の化学物質、遺伝子を組み換えられた穀物類の種子などもまた、「専門知」の結晶でありながら非専門家が容易に使用できる形で製品化されている。

この事態は二重の意味で「リスクの不可視化」を招く。『危険社会』の著者ベックは、興味深い例で現代社会の「危険」がかつてとはまったく異質であることを示している。彼によれば、19世紀、テムズ河に落ちた船乗りは、溺れ死んだのではなく、ロンドンの下水道の恐ろしい臭気と有害な蒸気で窒息死したのだという。しかし、現代社会の危険はこのような形では知覚できず、むしろ「化学や物理学の記号」の形でしか認識されない。また、かつての危険は衛生技術の不備に起因するものであったのに対して、今日の危険は「過剰な産業生産」にその原因をもっており、さらにかつての危険の被害は危険が生じた場にとどまっていたのに対して、今日の危険は「さまざまな形でこの地球上の生命を脅かす」のである<sup>29</sup>。高度技術のパッケージ化・モジュール化がこれに拍車をかける。われわれは誰でも、知らず知らずのうちにコンピュータ・ウィルスを世界中にまき散らし、有害な食品を世界中の子供たちに食べさせ、あるいは環境汚染の元凶となりうるのである。もちろん、現代社会においては総体としてかつてよりも個々人の生存を脅かす危険度が増しているというのではない。問題は「見えないリスク」であり、そこに多くの人びとが専門知に対して抱く不安の源泉があるということである。

## 7. ポパーの新しい職業倫理

こうした時代、すなわち、職業全般のサービス化が進行し、専門職の権威や自律がかつてほどには認められなくなった時代、しかしそれにもかかわらず専門知が高度化するとともに誰にでも使用できるような形で提供され、その影響が全地球的な範囲に及ぶ時代において、われわれは、専門職にかぎらず、職業全般の課題をどのように設定すべきであろうか。この問題を考える手がかりとして、ここでは、科学知の本質に対する洞察に基づいて、合理的討論を基礎にした知識人のための「新しい職業倫理」を提唱したポパーを参照してみたい<sup>30</sup>。この新しい職業倫理は、専門職の価値が下落した現代における専門職業人のあり方にきわめて明快な解答を与えているからである。

ポパーによれば、知識人は、「尊大さ、独善、人よりもよく知っているといううぬぼれ、知的虚栄心」といった小さな悪徳に染まりやすいだけではなく、「理念、教説、理論の名のもとでの大虐殺」という大きな悪徳にも手を染めてきた。これらはヴォルテールの「寛容」に根ざした「批判的多元主義」によって克服されなければならない。それは、次の三つの認識論的であると同時に倫理的な原則に基づく合理的討論を客観的な真理探究の理念として受け入れる立場である。

1. 可謬性の原則：おそらくわたしが間違っているのであって、おそらくあなたが正しいのであろう。しかし、われわれ両方が間違っているのかもしれない。

<sup>29</sup> U. ベック『危険社会』、東廉・伊藤美登里訳、法政大学出版会、1998年、27ページ参照。

<sup>30</sup> カール・R・ポパー『よりよき世界を求めて』、小河原誠・蔭山泰之訳、未来社、1995年、第14章「寛容と知的責任」参照。

2. 合理的討論の原則：われわれは、ある特定の批判可能な理論に対する賛否それぞれの理由を、可能なかぎり非個人的に比較検討しよう。
3. 真理への接近の原則：ことがらに即した討論を通じて、われわれはほとんどいつでも真理に接近しようとする。そして、合意に達することができないときでも、よりよい理解には達する。

これらの原則に基づき、ポパーは知識人のための 12 の職業倫理の原則を提案しているが、その趣旨を要約すれば、以下のようになる。すなわち、われわれは誰でも、すべての誤りを回避することは不可能である。にもかかわらず、可能なかぎり誤りを避けることはわれわれの義務である。それゆえ、われわれは自らの誤りから学ばなければならない。誤りをもみ消すことは最大の知的犯罪である。したがって、自己批判的態度と誠実さがわれわれの義務となる。しかし、誤りを発見し修正するためには他の人間による批判も必要である。ただし、合理的批判は、客観的真理に接近するという理念に導かれた、特定の言明・仮説・論証に対する、非個人的なものでなければならない。

ポパーの提示する新しい職業倫理における真理観や望ましい知識人の態度は、古い職業倫理との対比において、次のような表にまとめることができる。

|          | 古 い 職 業 倫 理    | 新 し い 職 業 倫 理  |
|----------|----------------|----------------|
| 真理の場     | 個人的知           | 客観的知           |
| 個人のもちうる知 | 確実な知           | 不確実な知（推測知）     |
| 知識人の特性   | 真理と確実性の所有      | 知的正直さ          |
| 知識人の理想像  | 賢者             | 愛知者            |
| 他者への態度   | 権威             | 寛容             |
| 誤りを犯すこと  | 許されない          | 避けられない         |
| 誤りへの態度   | 誤りは誤りとして承認されない | 合理的討論による真理への接近 |

この対照表における「古い職業倫理」は、本稿の冒頭で取り上げた古典的な専門職がもつ倫理のイメージとほぼ重なり合う。たとえば、(かつて) 医師は、何が最善の治療法であるかを知っており、患者はその権威を認め、「すべてをお任せします」という態度で臨んできた。治療が成功しない場合でも、それは「仕方のないこと」であり、お医者さんの責任を追及するなど思いもよらないことであった。「医療過誤」などという事態はそもそもありえないことだったのである。これに対して、先にも述べたように、現在では治療の正当性を確保するためには「インフォームド・コンセント」が不可欠であると考えられているが、これはまさに最善の治療法に関する「知」の不確実性あるいは多義性を前提にした手続きに他ならない。それは同時に、判断の誤りの可能性をも含意している。いかに誠実に、能力のかぎりを尽くしても、われわれは一人では客観的知に到達することはできず、誤りは避けられえない。それゆえにこそ、われわれは合理的討論を通じて真理へ接近する義務を負う。前述のように、われわれの多くが不可視のリスクを背負いつつ職業活動に従事しなければならないとすれば、これはあらゆる職業に携わる者に対するもっとも基底的な倫理的要求であると言えよう。

## 8. 現代における専門職の課題

さてそれでは、こうしたポパーの提唱する新しい職業倫理の根底にはどのような専門職業人の理想あるいは理念が潜んでいるのだろうか。

近代の根本経験を、マルクスのように「自己疎外」(self-alienation)にではなく、「世界疎外」(world alienation)に求めるアレントによれば、近代以降われわれの間では「公的な共通世界」(a common public world)への関心(以下では「公共世界への関心」と呼ぶ)が失われ、すべてが生命への関心に還元され、すべてが自己の内部にある生命過程へと投げ返されるようになった。言葉は、内部にある欲望や必要を伝達し調整するための貧困な道具と化し、人々の「間」にあるものについて意見を交換するためのメディアではなくなってしまった。こうした時代においてわれわれに求められているのは、この「世界疎外」から再び「公共世界への関心」を取り戻すことである。つまり、人々の間に存在する人間的事柄の世界への関心を呼び戻すことであり、そのためには、他者のパースペクティブを考慮した「視野の広い思考様式」が要請される<sup>31</sup>。

この「公共世界への関心」を呼び戻すというアレントの課題をわれわれが専門職業人として引き受けるとするならば、そこで要請されているのは、活動的生活内部での序列を再転倒すること、つまり、(1)「労働の仕事化」と(2)「仕事の活動化」に他ならない。言い換えれば、「労働」と「仕事」に対して「公共世界への関心」という観点からそれぞれにふさわしい意義を再付与するということであり、このことは同時にあらゆる職業の専門職化を要求することになる。

職業に従事するということは、たとえその目的が第一義的には生命維持のために必要な消費財を作り出すことであったとしても、その「労働」は同時に「仕事」にとって不可欠な基盤を与えるものであり、とりわけ現代においては、「労働」においても高度な「専門知」が利用され、その産物は発達した流通システムを通じて世界中に供給される。労働の産物は、文字通り一瞬のうちに消費し尽くされるのではなく、われわれの共通世界を構成する重要な一部を形成している。それゆえ、労働は、それ自体価値をもった作品(製品)を生み出す「仕事」とみなされなければならない。

「仕事」もまた、それが生み出す作品(製品)が消費財であれ耐久財であれ、たんに人間の必要を満たすだけでなく、まさに人間の条件をなす環境世界の形成を通して「活動」にその基盤を与えるが、とりわけ現代においては、人間と人間の間を媒介する「活動」のあり方に決定的な影響を及ぼす。工学技術やバイオテクノロジー、その応用としての生命操作技術や医療技術、あるいは金融工学のもたらす金融技術、脳科学に基づく行動制御技術等々が生み出す「専門知」をどのように使用するかということは、現代における「活動」それ自身のもっとも重要な課題だからである。

それゆえ、一方では技術の高度化とパッケージ化が同時進行することによってリスクの不可視化と影響の広域化が進み、他方では市民社会の成熟に伴った安全要求の高度化した現代

<sup>31</sup> アレントの言う「幅広い思考様式」は、カントが誤謬を避け、知恵に達するための思考の格率と呼ぶ三つの格率、すなわち、「自分自身で考えること」、「自分を他人の立場において考えること」、「つねに自分自身と一致して考えること」という格率のうちの第二の格率に由来する。Kant, *Anthropologie in pragmatischer Hinsicht*, in: AA. Bd. VII, S. 200; *Immanuel Kant's Logik*, in: AA. Bd. IX, p. 57.

において、新しい専門職業人に求められるのは、まさに「公共世界への関心」そのものを社会的責任として負う職業倫理の確立である。もちろん、近代における活動的生活内部での転倒が「幸福の原理」の勝利によってもたらされたものであるとするならば、この序列の再転倒は「幸福の原理」を克服することによってしか達成されえないことになるが、これがまさに新たな専門職倫理の課題なのでもある。

ところで、アレントの「公共世界」という構想に決定的な影響を与えたのは、カントの「世界市民」(Weltbürger) という理念であろう<sup>32</sup>。カントによれば、自分の仕事や自分の幸福に影響を及ぼす事柄にのみ関心を示す「地上の子」(Erdensohn) に対して、「世界市民」とは「人類とか世界全体、事物の起源やその内的な価値、究極目的」といったものに関心をもつ者の謂いであるが、その基本的なあり方は、「世界市民は、よそ者 (Fremdling) としてではなく、その中に住む者 (Einsatze) として世界を見なければならない。」という言葉によく示されている<sup>33</sup>。カントはまた、よそ者として世界を見る者を「世界観察者」と名づけ、これを「世界市民」に対比させてもいる<sup>34</sup>。観想的生活が優位を誇っていた時代はすでに遠く過ぎ去り、われわれは労働する動物の勝利した時代に生きている。だがしかし、そうであればこそ、われわれ専門的職業人には再び公共世界への関心そのものを社会的責任として引き受ける義務があるのであり、それはまさに世界を「その中に住む者」として見る「世界市民」としての立場をとる義務があるということに他ならない。

## おわりに

先にわれわれは、専門職倫理を集団倫理と特徴づけ、その職務に関して専門職業人に認められるのは、カントのいう意味での理性の私的な使用のみであり、また専門職業人は、専門職業人であるかぎり自らの理性を私的にのみ使用するという厳しい規律に服してきたからこそ、社会からの信頼を得てきたのであらうと述べた。しかし、「世界市民としての専門職業人」という理念は、こうした集団倫理としての専門職倫理に新たな意義を付与することになる。

カントが、職業倫理に関して理性の私的な使用と公的な使用を区分したのは、「啓蒙とは何か」を明らかにする文脈においてである。カントによれば、「啓蒙」とは、「他人の指導なしに自分の悟性を用いる決意と勇気の欠如」という未成年状態を抜け出すことであるが、しかしこの状態がまさに本人の「怠惰と臆病」に起因するがゆえに、「自分の精神を自分で育てることによって未成年状態から抜け出すこと」は、個々の人間にとってはきわめて困難である。それにもかかわらずカントは同時に、「公衆 (Publicum) が自らを啓蒙することはむしろ可能

<sup>32</sup> この理念をカントは「地球市民」(Erdbürger) という言葉でも表現している。Cf. Kant, *Metaphysik der Sitten*, in: AA. Bd. VI, S. 353; *Anthropologie in pragmatischer Hinsicht*, in: AA. Bd. VII, S.333,

<sup>33</sup> Kant, *Kant's handschriftlicher Nachlaß. Anthropologie*, in: AA. Bd. XV, S.517f.

<sup>34</sup> アレントは、「市民であるということは、とりわけ責任と義務と権利をもつことであり、それらはいずれも領域的に制限されている場合にのみ、意味をもつ」が、「世界市民」にはこのような領域的限定がないので、カントのいう「世界市民」は実際には「世界観察者」にならざるをえないと評している (ハンナ・アレント『カント政治哲学の講義』、浜田義文監訳、法政大学出版局、1987年、63ページ)。しかし、第一に専門職業人には「職業」という領域的な核があり、これに即して責任と義務と権利を論ずることができるのであり、第二にその責任と義務が「公衆」に係わるものであるならば、その公衆は現代においてはもはや領域的 (領土的) に限定された「国民」ではありえず、「市民」でなければならない。それゆえ、問題はむしろ、それぞれの職業に即して「世界市民」としてのあり方を構想することであり、実際にも、たとえば国連が定めた「グローバル・コンパクト」は、国際的な「企業市民」のミニマムな行動基準を示す試みと見ることができる。

であり、公衆に自由が与えられさえすれば、それはほとんど避けがたくなる」とも語っている。この自由とは、「あらゆる点において理性を公的に使用する自由」<sup>35</sup>、つまり公衆に向かって自らの見解を公表する自由である。すなわち、公共体の関心事にかかわる業務を遂行する機構に属し、この機構の中で一定の役割を担う者であっても、自らの理性を「公的に使用する自由」は認められなければならないが、それは公衆が自ら啓蒙することを目的として、自らを「世界市民的社會（Weltbürgergesellschaft）の一員」とみなすかぎり、つまり「世界市民」とみなすかぎりにおいてである<sup>36</sup>。

カントによれば、理性を公的に使用する自由は、「公衆が自らを啓蒙する」という目的のもとで、専門職業人が自らを「世界市民」とみなし、「世界市民的社會」を統制的原理として行動するかぎりにおいてのみ認められる。それでは、専門職業人による理性の公的な使用は、なぜ公衆が「自ら」を啓蒙するという意義をもちうるのであろうか。それは、いかなる専門職業人であれ、われわれはたんに専門職業人集団に属するだけではなく、同時に、他の専門知に関しては「非専門家である市民」としても存在するからである。この点に着目するならば、専門職業人集団による専門知の使用を市民的コントロールのもとに置くということは、専門職業人にとってもたんなる他律を意味するのではない。むしろ、「世界市民的社會」とは、われわれのこうした二重の存在性格が「世界市民」という理念のもとで統合される社会であり、専門職業人集団の一員としての理性の私的な使用（集团的自律）が、個々の専門職業人による市民としての理性の公的な使用（個人的自律）と合致する社会であって、それゆえ専門職業倫理の目指すところもこのような社会の実現にある、と見るべきであろう。これはたんなる夢想ではない。ある組織がその倫理綱領において何らかの形で「公衆」への責任を掲げているとすれば、その根底には確かにこの理念が統制的原理として存しているのである。しかも、労働が仕事化され、仕事が活動化されなければならないとすれば、職業活動を倫理化する責務は、もはや古典的な意味での専門職には限定されえず、専門知を生み出し利用するすべての職業人に課せられなければならない。ここにおいて「専門職」には、〈公共世界への関心を自らの義務として引き受け、公衆に対する説明責任を果たす「世界市民としての職業人」集団〉という規範的な定義が与えられることになる。

<sup>35</sup> Kant, *Beantwortung de Frage: Was ist Aufklärung*, in: AA, Bd. XIII, S.36.

<sup>36</sup> Cf. *ibid.*, S.37.